

令和5年度（2023年度）第2回北海道障がい者施策推進審議会

日時：令和5年（2023年）8月22日（火）18時00分から20時00分

場所：かでの2・7 7階730会議室

【事務局】

ただいまから令和5年度第2回北海道障がい者施策推進審議会を開催いたします。本日の司会を務めます障がい者保健福祉課長の徳田でございます。よろしくお願いたします。それでは開催に先立ちまして、北海道保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の石橋より御挨拶を申し上げます。

【石橋局長】

保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長の石橋でございます。

皆様方には、日頃より道の障がい福祉行政に御協力をいただいておりますことに心より感謝いたしますとともに、本日は、御多忙のところ、また大変お暑い中、本年度第2回目の北海道障がい者施策推進審議会にご出席いただき厚くお礼申し上げます。

道では、これまでの計画における目標でございます「希望するすべての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指して取組を行ってまいりました。

本日の審議会においては、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、それに基づく地域の必要な障害福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」を統合した次期計画について、6月に開催しました第1回審議会でお示した「骨格や推進項目、成果目標」等に基づいて作成いたしました次期計画の「基本的な考え方」等につきまして、協議させていただきますので、皆様からの忌憚のない御意見をお願いいたします。

次に、6月に公表いたしました「共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査結果の報告」について、報告させていただきます。今後、この結果をもとに、入居者の思いや考え、事業所側が感じている支援上の課題を把握分析し、対応策を検討することとさせていただきます。

最後になりますが、次期計画については、皆様方からのお力添えをいただきながら、今後、開催予定のタウンミーティングにおいて、地域の意見をお伺いし、より実効性のある計画としたと考えてございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

【事務局】

それではお手元の資料を確認させていただきます。会議次第、配席表、出席者名簿、資料1-1～3、資料2、資料3、資料4となっております。配布漏れなどがありましたら、お知らせください。

続きまして、本日の日程ですが、20時00分を目処に終了させていただきたいと存じますのでご協力をお願いいたします。次に本日の審議会におきまして、第1回の6月開催時に委員の

みなさま じむきょく ごしょうかい
皆様と事務局を御紹介させていただいたところですが、ぜんかいつごう ごしゅつせき かな
前回都合により御出席が叶わなかった
いいん かがた ごしょうかい
委員の方々を御紹介させていただきます。前回御出席いただいた委員の皆様と事務局について
しょうりやく
は省略させていただきます。

ほっかいどうちようそんかい ちようちよう おおにし まさき
・北海道町村会 えりも町長 大西 正紀（おおにし まさき）様、
かぶしがいしや だいひょうとりしまりやく さいとう のりかず
・株式会社シムス 代表取締役 斎藤 規和（さいとう のりかず）様 です。どうぞよろしく
ねが
お願いいたします。

つづ ほんじつ ふじわらかいちょう きゅうきよしゅつせき かな ほっかいどうしやう しゃしやくすいしんしんぎかいじやうれいだい
続きまして、本日は藤原会長が急遽出席が叶わず、北海道障がい者施策推進審議会条例第
5 条により、ほんじつ かいちやう はしもといいん かいちやうだいごう
5 条により、本日の会長を橋本委員に会長代行として御依頼させていただき、御承諾いただき
ましたので進行をお願いしたいと思います。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、はしもとかいちやうだいごう ねが
橋本会長代行をお願いしたいと存じます。
ねが
よろしく申し上げます。

【橋本会長代行】

ほんじつ しんごう すず
本日の進行を進めさせていただき かいちやうだいごう はしもと
会長代行の橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ほんじつ ぎだい はい まえ ぜんかい だい かいしんぎかい しつもん たい かいとう ほりゆう
本日の議題に入る前に、前回の第 1 回審議会において、質問に対して回答を保留し
ていた 5 項目がございます。はじめにじむきょく ほうこく
事務局から報告いたします。

【事務局】

せいしんほけんいりやう たんどう かかわぎ もう ねが
精神保健医療を担当しています柏木と申します。よろしくお願いいたします。

ぜんかいしんぎかい やまざき めぐみ いいん せいしんしやう たいおろ ちいきほうかつ
前回審議会におきまして、山崎（恵）委員から「精神障がいにも対応した地域包括ケアシ
テムの構築に係る目標につきまして、入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年
じてん たいいんりつ ちやうきにゆういんかんじやすう しぼうたいいん ふく ごしつもん
時点の退院率、長期入院患者数などに死亡退院も含まれていますか」と御質問をいただきました
けん かいとう
件について回答いたします。

せいかもくひやう たいいんりつ くに じやうほう とくていけんしんとうじやうほう
成果目標の退院率については、国の「レセプト情報・特定健診等情報データベース（ND
B）」を基に算出されたモニタリング指標により設定されているものでございます。当該数値の
さんしゅつ たいいんかんじやすう しぼう たいいんすう のぞ むね とくだん ちゆうき
算出において、退院患者数から死亡による退院数を除いた旨の特段の注記はないことから、
たいいんりつ しぼう たいいん ふく かねが わたし いじやう
退院率には、死亡による退院を含んでいるものと考えられます。私からは以上です。

【橋本会長代行】

やまざき めぐみ いいん ねが
山崎（恵）委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、つぎ ほうこく
次の報告をお願い
いたします。

【事務局】

しゅうろうしえん たんどう やました もう ねが
就労支援を担当しています山下と申します。よろしくお願いいたします。

ぜんかいしんぎかい ふかせいいん いっぽんしゅうろう ふ や しゅうろうけいぞくしえんじぎやうしよ
前回審議会において、深瀬委員から「一般就労が増えているが、辞めて就労継続支援事業所
にもどる げんじやう しよくば な しょう とくせい なや
に戻ってきてしまう現状があり、職場に慣れないことや、障がいの特性によって悩んでしまう
こともあるが、げんいん
原因はそれだけではないので、詳細を教えていただきたい」といただいた意見に
ついて、かいとう
回答いたします。

毎年、国が実施します福祉施設から一般就労等に関する実態調査を行っており、令和4年度は一般就労した方は1,069人となっています。そのうち離職された方が221人となり、離職した理由として最も多いのが、職場の人間関係、次に就労意欲の減退、本人の体力の変化、雇用期間の満了の順となっております。なお、離職した221人のうち、同年度内に再就職した方は49人となっています。以上です。

【橋本会長代行】

しっかり調査をしていて、結果の報告となりました。深瀬委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、次の報告をお願いします。

【事務局】

就労支援の関係で菅原委員から2点御意見をいただいております。まず1点目は、年度単位で福祉施設から一般就労している人の実績について教えてほしいということでした。こちらの回答としましては、先ほど御説明しました福祉施設から一般就労への実態調査の結果からお伝えさせていただきます。

直近の3年間としましては、令和2年度は860人、令和3年度は1,043人、令和4年度は1,069人となっています。

新型コロナウイルスが発生した令和2年度は860人と少なくなっていますが、発生する以前の3年間は平成29年度968人、平成30年度1,111人、令和元年度が1,113人となっておりますので、発生する以前には戻ってはいませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、回復してきている状況となっております。

2点目は、このあとの協議事項にもあります資料1-2の基本的な考え方の10ページにありますが、福祉施設から一般就労という項目の福祉施設という書き方が入所施設をイメージするため変更した方がよいといただいております。意見について、回答いたします。

福祉施設という言葉について、厚生労働省に確認したところ、過去より継続してこのような表現をしているということでした。福祉施設は、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所を示していると回答を得ました。道としましては、目標設定の項目もありますことから、今後開催する予定の第2回北海道就労支援推進委員会において協議することといたします。以上です。

【橋本会長代行】

菅原委員から2点ございましたが、今日は急遽欠席となりましたので、内容は議事録にて確認いただくものといたします。次の報告をお願いします。

【事務局】

企画調整の相馬です。よろしくお願いたします。深瀬委員から「重度訪問介護の時間数について、市町村によって上限が様々に異なっていることから、一度平均の時間数を調査してはいかがでしょうか」と御意見をいただきました。

これにつきましては、令和4年度8月1日現在で当課において調査を実施しており、しかし、この調査は公表を前提として行っている調査ではなく、また市町村においては内規の取り扱いで定めているところもあり、上限値は公表できないところですが、回答をいただいた市町村のうち、基準を設定している市町村は117市町村でした。国の基準をそのまま準用している市町村は25市町村でした。このようになっており、引き続き障害者総合支援法に基づく決定事務につきまして、適切かつ公平な支給決定を行うために、予め市町村において支給決定基準を設定するよう引き続き促してまいりたいと存じます。以上です。

【橋本会長代行】

深瀬委員、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。以上で、前回審議会における報告を終了いたします。

それでは、本日の議事次第に入ります。「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）の基本的な考え方等について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは企画調整の相馬から「基本的な考え方」について説明いたします。資料1の基本的な考え方の概要の前に資料2をご覧ください。

こちらは各検討組織の協議状況となっております、まずこちらから説明させていただきます。

今回の計画の策定に当たりましては、様々な専門分野の部会や協議会において協議が進められております。

本日開催の北海道障がい者施策推進審議会は、権利擁護部会、意思疎通支援部会、医療的ケア児支援部会を設置しております。

また、障害者総合支援法に基づいて設置している北海道自立支援協議会は、地域移行部会、人材育成部会、地域づくりコーディネーター部会が設置されており、各分野の協議が進められております。さらに、北海道発達支援推進協議会、北海道障がい者就労支援推進委員会においても、それぞれの専門分野において協議が進められております。

これら検討組織では、本日協議いただく基本的な考え方を事前に協議いただいております、7月26日に開催された権利擁護部会では、道内で障がいのある方の意思決定支援や権利擁護が大きな課題になっていること、北海道障がい者条例の主要な施策であることから、権利擁護の推進及び就労支援の充実強化について、基本的考え方の項目として、上位に柱立てすべきとの意見があり、これを踏まえて整理しております。

また、7月25日に開催された意思疎通支援部会では、障がいのある方の意思疎通支援において、近年の取組として、選挙等における配慮について、改めて特出しするのは不自然ではないかという意見から、これについては、他の項目に合わせて盛り込むこととして整理しております。

なお、他の部会等においても、一覧のとおり会議が開催されておまして、今後も計画の素案、さらに、計案、それぞれの段階において、ご意見を伺うこととしております。検討組織の協議状況としては以上になります。

続きまして、基本的な考え方について、説明させていただきます。資料1-1概要版に戻って
ください。資料1-1が概要版、資料1-2が全体版、資料1-3が新旧対照表となっており、
本日は、資料1-1の概要版により本計画の基本的な考え方について説明いたします。

まずはじめに、1ページ目の「1 計画策定の目的等」について、「(1) 計画策定の趣旨及び目的」は、希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指すこととして
います。

「(2) 計画期間及び内容」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、
中間年である令和8年度に、必要な中間見直しを行うこととしています。

「(3) 対象とする障がい者の範囲」は、障害者基本法に基づいており、難病患者の方も含
むこととしています。

「(4) 障がい保健福祉圏域」は、第2次医療圏と同様の21圏域としています。

次に、「2 計画の位置づけ」について、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として
策定します。

次に、「3 計画の策定体制」について、本日の「北海道障がい者施策推進審議会」などにお
いて協議するとともに、21圏域に設置する「障害者福祉計画等圏域連絡協議会」や「タウン
ミーティング」等により、本計画の策定を検討することとしています。

次に、2ページ目の「4 計画策定のポイント」について、本年5月に示された、国の基本的
な指針に則して策定しています。

次に、「5 計画推進のための基本的な事項」について、「(1) 目指す方向」は、地域にお
ける生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援などについて、一層の充実を推進しま
す。

「(2) 計画推進のための基本的な考え方」は、「①北海道障がい者条例の施策の推進」で
は、権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するための取組を進めることと
しています。

「②権利擁護の推進」では、北海道障がい者条例や障がい者虐待防止法及び障害者差別
解消法に基づき、一層の権利擁護を推進することとしています。

「③就労支援施策の充実・強化」では、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃向上に向
けた取組を推進することとしています。

「④生活支援体制・地域移行支援の充実」では、地域生活への移行促進を図るほか、相談支援
体制の整備、社会参加の促進などに努めることとしています。

また、適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会
生活を営むことのできる体制を整備するとともに、利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定
支援のための体制整備等、適正な事業運営ができるよう事業者への指導に努めることとしていま
す。

次に、3ページ目の「⑤サービス提供基盤の整備」では、圏域ごとにサービス整備量を調整
しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行うこととしています。

「⑥保健福祉・医療施策の充実」では、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療
を推進するとともに、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への

移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進することとしています。

「⑦人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上」では、相談支援専門員やサービス管理責任者の養成を行うとともに、研修などを通じて相談支援及び障がい福祉サービス等の質の向上を図ることとしています。

「⑧障がい児支援の充実」では、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、児童が18歳以降、環境を円滑に移行するための体制整備を図ります。

また、医療的ケア児や難聴児への支援の充実を図ることとしています。

なお、今年度国から示された計画策定の指針において、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定することが義務づけられました。

これにつきましては、北海道障がい福祉計画に包含されている障がい児計画に盛り込むこととし、現在検討しております統合計画の中に難聴児の支援についても明記することとしております。

「⑨発達障がい者や在宅の障がいのある人等への支援」では、身近な地域で必要な支援が提供されるよう、地域の支援体制の充実を図ることとしています。

次に、4ページ目の「⑩自立と社会参加の促進・取組定着」では、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進することとしています。

次に、「⑪北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」では、意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めることとしています。

次に「⑫安全確保に備えた地域づくりの推進」では、市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に安全確保を推進するための支援体制づくりを推進することとしています。

次に、「6 計画の推進管理」について、成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、必要に応じ計画の見直しなどを検討します。

最後に「7 策定スケジュール」について、9月16日、17日にかけて、全道6か所でタウンミーティングを行います。10月には、第3回目の審議会を開催し計画の素案について協議します。12月には、計画素案に対するパブリックコメントを実施します。翌年1月には、第4回目の審議会を開催し計画の案について協議し、3月に計画策定とする予定となっています。資料1と資料2については、以上でございます。

【橋本会長代行】

御説明いただきました。ありがとうございます。非常に広い項目の内容となりますが、皆様からの御意見を伺いたいと思います。

【深瀬委員】

「⑪の北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」についてですが、「手話」が確かに主体的になってしまうことはわかるのですが、それ以外の意思疎通の仕方、例えば、本日

私が行っている「口文字」という方法だったり、「文字盤」だったりと様々あると思いますが、手話だけではなく、もっと広い視野で触れて欲しいと思っております。このことについてはどのようにお考えでしょうか。

【事務局】

障がい者保健福祉課の菊池でございます。手話のルールを特出ししていることについては、平成30年に北海道手話言語条例を制定いたしました。この中で、手話は独自の体系を持つ言語であるとして、道民に対して、啓発し、習得をするように条例を制定したことから、ここに記載しているところです。

手話以外の意思疎通方法につきましては、この北海道意思疎通支援条例の中で明記されておりますので、手話以外の意思疎通方法については、この中で整理して行きたいと思っております。

【深瀬委員】

そのようにお願いいたします。

【橋本会長代行】

整理について、よろしくお願いいたします。他に御意見はいかがでしょうか。はい、斎藤委員お願いいたします。

【齊藤委員】

ただいまご説明していただきました概要版について、2点質問があります。

1点目は、1-1概要版と1-2本文の整合性についてですが、「③の就労支援施策の充実・強化」について、企業等の取組を支援すると記載があり、これは大いに結構なことだと思いますが、企業等を支援するというのが具体的には全くわかりません。

「③の就労支援施策の充実・強化」の中の施策の考え方で、企業等と連携・協働しと書いてありますが、具体的に障がい者雇用を進めようとしている企業をどのようにサポートしていくのが全く読み取れません。どのようなお考えかをお聞きしたい。

それから2点目は、「⑧の障がい児支援」の充実のところ。地域社会への参加・包容の推進と記載があり、インクルージョンのカタカナを使用せずに包容という言葉で、あえてわかりやすくしていると思うのですが、整合性があるのかよくわかりません。

資料1-2になりますと、10ページの「⑧の障がい児支援の充実」の施策の考え方の中にある早期発見から早期療育について、これは北海道も画期的に成果を出していると思っておりますが、これからはインクルーシブ教育とか、インクルージョンの推進が避けては通れない大きなテーマであり、学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進と、いきなり学校に丸投げしているという印象があり、資料1-1は、学校だけではなく、地域全体で、インクルーシブを推進するという考え方だと思います。なぜ本編へ行くといきなり学校に絞っているのかの整合性について、ご説明をお願いいたします。

はしもとかいちょうだいこう
【橋本会長代行】

てんしつもん じむきょく
2点質問がありました、事務局いかがでしょうか。

じむきょく
【事務局】

てんめ じゅうろうしえんしきく じゅうじつ きょうか かいどう いけん
1点目の「③の就労支援施策の充実・強化」について、回答させていただきます。ご意見ありがとうございます。

きぎょうとう とりくみ しえん しりょう
企業等の取組の支援については、資料の1-2の12ページにある「③の就労支援施策の充実・強化」に記載しており、同じように社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、
きぎょうとう れんけい どうよう どう しょう ひど いよく とくせい しゅうろうきかい かくだい こうちんすいじゅん
「企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大と工賃水準の向上や職場定着を促進します」と記載し、主な施策として4点挙げております。確かにおっしゃるとおり、道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくりと表記しておりますが、
ぐたいてき なに ひじょう
具体的に何をしているのか非常にわかりにくいと思います。

じつさい じつし じぎょう ほつかいどうしゅうろうきぎょうおうえん せいど
実際に実施している事業としましては、北海道就労企業応援プログラムアクション制度という事業を行っております。こちらは障がいのある方や障がい者施策に関心がある企業、市町村等を参加者として募集して、障がいのある方の就労に関して、理解と促進を図る取組をしております。

しょうがいしやしゅうろうしえんきぎょうにんしょうせいど とりくみ おこな たと しょう
また、障害者就労支援企業認証制度という取組も行っており、こちらは例えば障がいのある方の多数雇用、事業所の優先発注などを行っている企業を認証しており、現時点では111企業が登録している状況です。

こま じぎょう ないよう こんご けいかくそあん も こ かたち そうてい
このような細かい事業の内容につきましては、今後、計画素案に盛り込んでいく形を想定しております。

さいとういいん
【齋藤委員】

わたし もう あ しょう かた いっぱんしゅうろう しえんしや しょう どうじや
私が申し上げたいのは、障がいのある方の一般就労というのは、支援者と障がい当事者だけが頑張れば一般就労できるというものではなくて、受け入れる企業が配慮しなくては雇用が伸びないと思います。今、雇用が伸びているのは、せいしんしょう かん ほう せいび すす
精神障がいの方を雇用している企業、或いは就労支援団体が障がい者を雇用していることで伸びていると認識しております。

すこ きぎょう しえん りきてん お おそ ねんじょうほうていこうりつ たっせいきぎょう
もう少し企業を支援するというに力点を置いて、恐らく10年以上法定雇用率の達成企業が50%から増えていない状況であり、そこを60%や70%とするような数値目標を設定して、企業を応援する政策をぜひ取り組んでいただきたいと思います。

じむきょく
【事務局】

いけん こんご しゅうろうしえんぶかい なか してん ふく きょうぎ
ご意見ありがとうございます。今後、就労支援部会の中で、このような視点も含めて協議をしていきたいと思っております。

はしもとかいちょうだいこう
【橋本会長代行】

ねが さいとういいん てん しょう じしえん かん じむきょく ねが
よろしくお願ひします。齋藤委員からもう1点、障がい児支援に関して、事務局からお願ひします。

【事務局】

子ども家庭支援課の関本です。御意見をいただいた件につきまして、資料1-1に地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家庭への一層の支援体制の充実を図る等の記載をさせていただいております。

御意見のいただいたところは、資料1-2の「⑧の障がい児支援の充実」の4行目、さらに学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進のところがイメージだと受け止めていますが、少し戻りますが、資料1-2の10~11ページに記載のあります国の基本指針の「各市町村において、障がい児の地域社会のインクルージョンを推進する体制を構築することを基本とすること」の受けとしましては、学校だけではなく地域と考えています。

また、14ページに記載の「学齢期のインクルーシブ教育」とありますが、2行目に「地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家庭への一層の支援体制の充実を図り」と記載があり、当然教育も必要な一つのファクターだと考えておりますが、それだけではなく、地域で受け止めることが重要だと考えています。

【斎藤委員】

少し読み取りづらいところですが、わかりました。

【事務局】

今後は、計画素案を作成していきますので、御意見いただいた部分はわかりやすく表記していきたいと考えています。

【橋本会長代行】

事務局からご説明いただいた計画策定に向けての基本的な考え方に対して、委員の皆様からわかりづらい部分など御意見や御質問をいただく機会ですので、忌憚のない御意見をよろしく願います。

【深瀬委員】

「⑧の障がい児支援の充実」について、とても良いと思ったのが「児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための体制の整備を図ります」という部分ですが、障がいの有無に関わらず、18歳になってしまうと支援が切れてしまうことは健常者も同様ですが、例えば身寄りのない子ども達や小さい頃に親が病院に来なくなってしまった場合とか、全員が親がいるわけではないので、その子ども達に対してもどのような支援ができるか考えてほしいと思います。

【事務局】

子ども家庭支援課です。御意見ありがとうございます。

6月から北海道としても、子ども支援に対する機構改正を行っているところであり、記載につきましては、各関係機関や家庭支援機関等と相談しながら進めていきたいと考えています。

はしもとかいちょうだいこう
【橋本会長代行】

ふかせいいん さき きよしゆ やまぎさいいん ねが
深瀬委員よろしいでしょうか。はい、それでは先ほど挙手いただいた山崎委員お願いいたします。

やまぎき めぐみ いいん
【山崎（恵）委員】

DP I 北海道ブロック会議の山崎です。3点ほどあります。

まず1点目、資料1-1「④の相談支援体制・地域移行支援の充実」について、「退所可能な方々の地域生活への移行促進を図る」となっていますが、退所可能な方々というのは逆を返すと、退所可能ではない人がいると判断されてしまうのか、地域移行の促進を図るのであれば、障害支援区分の程度に関わらず、障がい重い人であっても、ご本人の意向によって、地域移行されるべきであって、退所可能な方々という表現がどうなのかなというのが1点。

2点目は、同じ「④の相談支援体制・地域移行支援の充実」の最後の行ですが、「障害福祉サービス事業所等において適切で良質なサービス提供がされるよう」と記載があり、それはもちろんなんですけれど、「指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待の防止等」と記載がありますが、事業所による水増しですとか、不正請求というのはあってはならないことですが、この事業所の指定をかなり厳格化していくとなると、北海道は広域なので、事業所の偏在が解消されていかないのではないかなと思います。併せて、ヘルパーの人材確保においても、事業所の指定があまりにも厳格化してしまうと、更にヘルパー等の人材不足を加速させてしまうのではないかなと思います。

3点目は、資料1-1「⑧の障がい児支援の充実」ですが、先ほどの「④の相談支援体制・地域移行支援の充実」と資料1-1の4ページ「⑩の自立と社会参加の促進・取組定着」とも関連してきますが、せっかく地域移行や社会参加の促進となっているのに、「⑧の障がい児支援の充実」の部分で、入所施設等のサービス提供の体制整備というのが全体的に矛盾を感じます。ご存知だと思うのですが、今年の9月に障害者権利条約の総括所見が出された中で、日本は大きく二つ、脱施設の地域移行、インクルーシブ教育の指摘を受けています。それなのに入所施設等のサービス提供の体制整備というのがなぜ入ってくるのか疑問に感じました。

それに関連しまして、資料1-2、13ページと資料1-1「④の相談支援体制・地域移行支援の充実」、ここにも退所可能な方々の地域移行の促進が書かれていることと、資料1-2の13ページの真ん中辺り、「生活を支えていた親が亡くなった」の記載について、これは家族介護を前提として障がいを持たれてる方が地域で生活していると読み取れるのですが、本来、家族介護の考え方は無くさなくてはいけないのに、ここの部分の記載はどうなのかなと思いました。

それと、最後の資料1-1、4ページ「⑫の安全確保に備えた地域づくりの推進」について、「冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策」のところですが、北海道の場合は、JRや都市間高速バス、市町村内を走るバスもそうですが、昨今の報道等で運転手不足や減

便が相次いでいるとされる中で、どこまで安全で快適な道路交通の確保が担保されるのでしょうか。

それとせっかく災害時に触れていただいているのですが、実際に災害が起きた場合、障がいをお持ちの方は、一旦は通常の障がいの有無に関係の無い避難所に避難して、そこから福祉避難所へ避難となります。でも、実際に災害が発生した時に、通常の避難所に行って、そこから福祉避難所へ移動と言われるときに、その状況で、誰がどのように福祉避難所へ移動させるのか、その移動手段の確保の問題、それと通常の避難所で、あなたは福祉避難所へ移動してと誰が判断するのか、何とかして福祉避難所へ移動したとして、そこで必要な支援が適切に確保されるのか、はっきり言って、その福祉避難所に行く場合というのは、ヘルパーを確保できていないと想定して、ヘルパーも被災している現状で想定しないと行かない。そういうことも踏まえた上で、防災に関する記載をするべきだと思いました。

それと、「⑫の安全確保に備えた地域づくりの推進」の中で防犯対策というのが、障がいのない方も含めた意味での防犯を記載しているところなのか、そうであれば、あえて障がい福祉の基本計画と福祉計画の中で、福祉とか障がい特化しているのも関わらず、なぜ一般的な防犯について、どういう意味合いで記載されるかと思いました。以上です。

【橋本会長代行】

はい、ありがとうございます。全部で7点あったかと思いますが、まず地域移行の退所可能な方と限定していること、2点目は指定の際の厳正な審査は人材不足を加速化させないかということ、3点目は障がい児支援の体制整備のこと、4点目は家族介護のこと、5点目は道路交通のこと、6点目は災害時の避難のこと、7点目は防犯対策の考え方についての発言でした。基本的な考え方ではとても大切な問題意識となりますので、事務局からお願いします。

【事務局】

1点目の退所可能な方の表記について、概要版と本文に「退所可能な方々の地域生活への移行促進」と記載がありますが、実際には障害程度区分の重い方につきましても、入所施設からグループホームへ生活している方もいます。

こちらの意図としましては誰でも退所させるということではなくて、退所する意向があつて、可能な支援体制が整っている場合を考えていますので、全員が地域移行させるということではないということでこのような表記となったところです。

また、「生活支援の支えていた親が亡くなった後でも」という表現についてですが、おっしゃるとおり親の介護があつて生活することが連想されるような形となっており、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。こちらの意図としましては、親が支えていたところに親がお亡くなりになられた後でも地域にいてほしいというところを重視しておりましたが、表記の仕方については、今後計画素案を作成していく中では、適切な表現に変えた方が良いと思いますので、今後、改めて部会において協議して参りたいと考えております。

【事務局】

「⑫の安全確保に備えた地域づくりの推進」の道路交通の確保について御意見がありました。運転手の確保や減便の問題がありますが、この点については、障がいの有無に関わらずに地域全体の問題ということで、今ある資源の中で確保していくことを前提に部会で協議したいと考えております。

また、防犯体制の関係ですが、避難については、平常時を含めて災害時における障がいのある方の支援対策の手引き等を利用して、配慮を必要とする方々の情報を共有して、支援体制を固めていくことも重要なところでありまして、配慮を必要とする一人ひとりの障がいの特性に応じた配慮について、部会の中で協議していきたくと考えております。

防犯についても、犯罪にあわないように関係機関との連携による支援体制の充実、安全確保のための職員の対応等の点検など、安全な支援体制の構築を進めていきたく考えています。

これらのことについて、部会の中で協議して行きたいと考えております。

【事務局】

「⑧の障がい児支援の充実」のところで御意見をいただいたところですが、前提として、地域社会への推進を考えております。資料1-1の3ページにも記載がありますが、環境整備として、入所支援だけでなく、相談支援、通所支援を整備して、その3点を地域支援体制として考えていきたくと思っています。記載についても、今後、計画素案の作成にあたり、部会等の中でも協議しながら進めていきます。

【事務局】

課長補佐の名久井と申します。「④の相談支援体制・地域移行支援の充実」の「障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し」というところですが、お話しいただいたとおり、北海道では特に地方において、人員不足により事業が続けていくことができないという声を伺っているところです。

この問題もあります。一方で、例えば人員基準をぎりぎりまで運営していて、各従業員それぞれが多忙すぎて、それが直接の原因ではないかもしれませんが、虐待に繋がっているのではないかという声もあり、人員不足に関しては当然解消していかなくてははいけません。一方で、定められている基準は満たす必要もありますので、その兼ね合いは非常に難しいと思っています。

ここで記載している厳正な審査については、最低限そのようなところを満たすように記載しているところですが、前の文言からの続きの言葉で、このような表現が適切かどうかを検討していきたくと思っています。貴重な御意見ありがとうございます。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。基本的な考え方の原案に対して、概要版でまとめて記載するのは、書きぶりの難しさがあると思いますが、山崎委員からの貴重な御意見の部分は今後検討していただきたいと思っています。

他に御意見はいかがでしょうか。はい、桜田委員お願いいたします。

【桜田委員】

桜田です。私から現状も含めて幾つかお話したいと思いますが、はじめに「④の相談支援体制・地域移行支援の充実」について、現在住んでいる地域から、異なる地域に引越をする場合、もちろん異なる地域に住んでみたいという方、或いはその家族の都合で引越をするという方もいると思いますが、実際に現在利用していたサービスを引っ越した先の地域でもサービスを利用したいというような場合に、その引越手続等々により、実際に約1か月利用できなかったケースがありました。

このようなケースは無いように対応しなければいけないと思いますし、利用できない期間があれば、その本人とご家族は相当努力しなければ今まで送っていた生活を担保できないケースに陥ると思います。

この資料に市町村間の連携と記載がありましたが、ぜひ実際のサービスが滞らないように、タイムラグが生じないように、生活支援体制を整えて欲しいことと、計画への記載は別としても現状を知ってほしいと思っています。

もう1点、これも事務手続き上の話になりますが、これから新たにサービスを利用したいと私の施設に見学に来られることがあり、そこから利用の手続きや身障手帳等交付の手続きを進めるケースが多くあります。

そこからスタートすると、実際にサービスを利用できるまで約1か月半から2か月かかってしまい、そうすると空白の約1か月半から2か月間を何とかしなければいけません。ケースによっては、緊急性が高いと判断されて、暫定的にサービスを受給できる方もいますが、この緊急性の高いという定義も少し曖昧な印象がありまして、やはりその人にとっては、使わないと生活が立ち行かない現状を踏まえると、緊急性という言葉で仕切りを作るのはどうかなと思います。

こちらについても、利用できないと生活が立ち行かなくなる、生活の質が落ちるといふ人がほとんどでしょうから、出来れば暫定的な利用でもすぐに使えるような整備をぜひお願いしたいと思っています。

また、施設の管理者と話す機会がありますが、最初の挨拶で人材確保の話題になるくらい、現在は人材を確保するのが非常に難しい状況です。これまでの方法では成り立たなくなり、施設を運営している立場は死活問題になってきています。

「⑦の人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上」に関しては、我々にとって非常に重要な項目だと認識しております。具体的にどのような対策を行っていくのか重要だと思えますし、人材を確保するためには処遇改善が重要であり、他産業と比較しても遅れていると言わざるを得ない状況もありますので、処遇に関しても他産業と比較して見劣りが無いようにしていかないと、我々は止めようがない状況ですので、ぜひこの項目は重要であることを認識して、具体的な対応をお願いしたいと思っています。

最後にもう1点、「⑧の障がい児支援の充実」について、先ほどから幾つかご意見が出ていた

と思いますが、私の施設は障がい者となりますが、18歳を過ぎると障がい児の方は障がい者として関わってきますので、記載の後半部分の医療的ケアについて、障がい児の時に受けていた医療的ケアが障がい者になっても遜色なく受け入れられる仕組みや体制が必要だと思っています。

人材確保の関連にも関わってきますが、十分な看護体制について、やはり十分な手当が支給される策や、実際にその障がいの方の医療的ケアの内容によってどのような整備が必要なのか、バックアップ体制など体制づくりを是非希望したいと思っています。私からは以上です。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。委員の方々から先に御意見を伺って進行を進めさせていただきたいと思います。はい、松原委員お願いします。

【松原委員】

「⑥の保健福祉・医療施策の充実」について、その中で精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、いわゆる「にも包括」ですが、かなり前から言われており、現実には全国的にも構築が難しい状況となっていますが、この件については是非、医療と保健福祉と密接な関係の元に生活しやすい地域づくりを推進していただきたいと思います。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。はい、高橋委員お願いします。

【高橋委員】

「⑧の障がい児支援の充実」について、今回の計画策定の中で難聴児の支援が盛り込まれていくことになり、新生児の検査から療育に繋げていくことや技術支援の体制の確保が進められると思いますが、実際に都道府県の中でどのようなエリアで、どのようなイメージなのかを確認して、今後、同様に市町村計画を作成していく中で北海道の考え方を聞きしたいと思っています。

【橋本会長代行】

この質問については、先に事務局から回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

【事務局】

子ども家庭支援課です。御意見ありがとうございます。難聴児支援につきましては、国から難聴児支援推進計画を位置付けするように取り扱いしているところが基本となり、今回、計画の中に盛り込んでいくこととしております。

道としましては、生後のスクリーニング検査や3か月、6か月等の保健所での検診等で早期に発見して療養に繋げていくことが重要であり、現在取り扱いしているところです。

令和3年3月に手引きを作成し、就学前でも乳幼児相談室として教育機関と連携しているところです。

基本的な施策については、教育機関と連携して、学校の先生やご家族に対しても相談できる体

せい づくりが 必要だと 考えており、今後の 計画素案の 作成に 当たり、記載内容についても引き続き
ごいけん 御意見をいただきながら進めていきたいと思ひます。

【高橋委員】

わたし は、実際に市においてスクリーニング検査や乳児検診を担当していますが、例えば 400 グラムで出生した子どもに対して、聴覚の検査等、色々な検査をしていく中で、年間に1、2名の難聴児が療育に繋がるケースがあり、医療の部分でも早い段階から専門的などころへ移行や紹介できる体制をお願いします。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。はい、大西委員をお願いします。

【大西委員】

えりも町 長の 大西です。よろしくお願ひします。

わたし はこの審議会に初めて参加させていただき、色々な意見を聞かせていただきました。私の立場としてもとても参考になりました。えりも町 は小さな町ですが、障がいのある方はおりますので、行政としてどうしたら住みやすい生活が送れるか、先ほど人員確保の話がありました。どの施設でも人員は厳しい状況です。例えば施設を整備したとしても、地方では特に人員を確保できるかが非常に難しい。本当に大変な思いであります。

わたし の身内も難病を抱えて施設でお世話になっておりますが、地方においては、障がいの内容、特に難病だったり、専門的な医療や施設を必要とする場合は、地方では対応が難しい現状です。えりも町 は日高管内の端の襟裳岬のところにありますが、えりも町内では対応が難しく、広げて胆振日高管内で見ると、苫小牧や室蘭など大きい街がありますが、それでも対応は難しい。ですから私たちは町村会を含めて、大都市に集中するのではなく、地方にもなんとか施設を整備してもらえるように要望しています。家族にとっては、身近にそのような施設があれば、安心して生活ができますし、本日皆さんの御意見を伺いながら、私の立場からも行政としてどのように障がいのある方に寄り添っていけるか、対策を考えていきたいと思ひます。

先ほど防災の話もありましたが、えりも町 は道内でも1、2番目の高さとなる20mを超える津波が到達する予測が立てられており、避難所を高台に持って行かなければ大変なことになります。実際に避難する、避難させることも大変なところ。このことも色々な意見を聞きながらどのようにするべきか、何ができるかを含めて行政として考えていかなければいけません。

みなさま から貴重な御意見を伺い、引き続き指導を賜りたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。広域連携といっても、全ての市町村で支援が整っているわけではなく、難しいところがあり、距離が近づくような連携の仕方があれば相談もしやすくなるかもしれませ

んが、日頃の御苦勞も含めてお話しいただきありがとうございます。はい、亀川委員お願いします。

【亀川委員】

亀川でございます。私は権利擁護部会にも所属しております、そこでの意見を踏まえて、先ほど資料2で説明をいただきましたけれども、資料1-2の12ページ②「権利擁護の推進」の項目は、当初15ページの「バリアフリー社会の実現」の項目に入っていたのですが、ここから、前方の「北海道障がい者条例の施策の推進」に持ってきていただいたというのは、よろしいのではないかと思います。やはり「権利擁護の推進」というのは、当初あった「バリアフリー社会の実現」の中の1項目というよりは、もっと広い意味での尊厳の確保、権利を尊重するという、道内でも虐待の事案があった中で、誰もがベースとして持つておかなければならない視点としての権利擁護という意味合いだと思いますので、その考え方の理解促進、これを条例に基づく重要な柱として推進していくという意味で、より適正な項目立てになったのでは無いかと思います。

それともう1点、意思決定支援の関係ですが、意思決定支援は、障がいのある方の意思が適切に反映された生活が送れるように支援していくための大変重要な取組となっています。この計画案の中でも、この意思決定支援の推進というところが触れられています。

現在、福祉の現場では先ほどから話が出ているように、深刻な人材不足で、まずは人材確保が大切だという状況になっておりますが、それと併せて、障害福祉サービスの質の向上にも取り組んでいかなければならないと思っております。その大きなベースとなるのが意思決定支援の考え方だと思います。ガイドラインも出ていて、この意思決定支援の普及啓発と質の向上を図るための研修の実施については、重点的に実施していく必要があると思っております。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。本日ご出席の全ての委員の皆様からご発言をいただきました。それぞれ意見に対して交互に事務局から回答する進行もありましたが、皆様から順にご発言をいただいたところです。各計画部会の中でも協議して反映しているところもありますし、本日の審議会の中でご発言をいただいて反映させていくこともあります。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の議題、資料3のタウンミーティングの開催について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料3をご覧ください。本計画の策定に当たりましては、地域の方々に直接、また広くご意見を伺うことを目的に全道6ヶ所でタウンミーティングを開催する予定としています。

今回は9月16日から17日にかけて、ご覧の資料のとおり6都市でタウンミーティングを開催したいと考えてございます。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。ただいま説明いただいたことについて、御意見や御質問はございますか。よろしいでしょうか。開催に向けて色々と大変だと思っておりますが、地域の方々の御意見を伺うことも重要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項「共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査結果の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

障がい者保健福祉課の名久井でございます。お時間をいただきまして、今年の1月から4月までの間に道が実施しました共同生活援助事業所、いわゆるグループホームにおける入居者の結婚等に係る実態調査の結果について、6月に取りまとめましたので、その結果を報告したいと思っております。

調査の概要について、調査の目的としましては(1)のとおり、グループホームの入居者の思いや考えについて、事業所が感じている支援上の課題を把握分析し対応策を検討することを目的に実施したところです。

調査の対象は、道が所管するすべてのグループホームの利用者ご本人と管理者を対象としておりまして、政令市と中核市はこの調査の対象とはしていません。

少し飛びまして、一番下の(5)ですが、対象者及び回答数について、ご本人は8,741人を対象としまして、回答が5,123人からいただきました。

管理者はグループホームの数と同じですけれども、399人を対象にしまして、274人から回答がありました。ご本人と管理者を合わせて、約6割から回答いただいております。

続きまして、調査結果になります。(1)ご本人の性別、年齢についてですが、性別は男性が63%、女性が34%でした。ご本人の年齢は50代、60代の方が最も多く42%となっております。

続きまして、(2)交際に関する相談状況についてです。5,123人から回答いただきましたが、これまで交際したいと思ったことがある方は39%、思ったことがない方が47%となり、交際したいと思ったことがない方が多いという結果となります。

交際したいと思ったときの相談先についてですが、相談先は家族や知人が25%で最も多く、グループホームの職員に相談したという方は14%と少ない数字となっております。

相談していないという方が48%で一番多い数字となっております。相談した相手から賛成されたか、反対されたかをお聞きしたところ、賛成は約6割、反対が約2割でございます。反対されたときのご本人の気持ちは、仕方がないという諦めの気持ちは46%となっております。

続きまして、結婚や同居に関する相談状況についてお聞きしました。

これまで、結婚や同居したいと思ったことがありますかと聞いたところ、結婚や同居したいと思ったことがある方が31%、思ったことがない方が53%でした。

相談先につきましては、家族・知人が25%と一番多くて、グループホームの職員は11%だけしかいませんでした。また相談していないという方が50%で最も多くなっております。

相談した際に相手から賛成されたか反対されたかについてですが、賛成された方が 53%、反対された方が 26%となっております。

相談された際にどういう話をされましたかと質問したところ、一番多かったのが、グループホームを出ることというのが26%、それから出産や子育てに関することが21%、基本的にはグループホームを出て地域で暮らすことを想定したやりとりが行われているという一方で、何も言われなかったという方は18%となっております。

少しグラフの細かいところになりますが、その次に多かったのが、避妊の方法に関するということで 8.4%でした。8.4%ということですので、なかなか結婚したいというふうに希望を受けたときに、実際に避妊に関する割合は、この程度ということが資料から把握することができます。

また、一番下の反対された時の本人のお気持ちとしては、仕方がないという方が 44%で一番多い結果となりました。

続きまして、今度は出産や子育てに関する相談状況についてです。これまでに子供が欲しいと思ったことがある方は、グループホームの入居者の中では24%でした。思ったことがない方が59%でした。子どもが欲しいと思ったときの相談先についてですが、家族や知人が24%、グループホーム職員はわずかの6%となっております。

相談していないという方が一番多く 60%となっております。相談した相手からの賛否については賛成された方が48%、反対された方が28%となっております。

相談した際にあった話としましては、出産や子育てに関することが32%、グループホームを出ることが24%、基本的にはグループホームを出て、地域で暮らして子育てをすることを想定したやりとりが行われていると思いますが、何も言われなかったという方も18%いらっしゃいます。

反対されたときのご本人のお気持ちとしては、やはり仕方がないという方が一番多く43%となっております。

次のページには、その他としてご本人の思いや考えを自由記載として記載していただきました。753名の方に記載をいただきまして、ここには15件だけを抜粋して掲載しておりますが、具体的には、子どもができたときに、子育てと仕事が両立できるのかであるとか、あとは離婚せずに無事に子育てを終えて老後まで暮らせるのかといった不安の声が多く寄せられています。

続きまして、48 ページ目になりますが、ここからは、グループホームの管理者宛での調査となります。274 の事業所の方から回答がありました。まず(1)現在の入居者の障がい種別についてですけれども知的障がいの方が89%と最も多く、次に(2)番、夫婦または交際中の二人が同居しているかどうかをお聞きしました。

まず1番目では、夫婦など二人で入居することが可能な居室があるかどうか聞いたところ、居室があるという事業所はわずか7%でした。

大多数が単身者を想定した部屋になっているということです。

その次の質問では、現在夫婦などが同一の住居に入居しているかどうか聞きましたところ、

おな へ や にゆうきよ 同じ部屋で入居しているというのが 3%。建物内の別の部屋で入居している 3%。合わせても 6%のみでありました。また、つぎ しつもん か こ 次の質問で過去にそういった二人が 入居していたか聞いたところ、あ 合わせて12%ということでした。

つづ 続きまして、つぎ 次のページ (3) こうさい けっこん きぼう 交際や結婚の希望への対応等について聞きました。入居者同士が こうさい けっこん ぼあい どういつ じゅうきよ にゆうきよ 同一の住居に入居することを認めているかどうかについて、じょうけん 条件なく認めているという事業所が32%、みとめ 条件付きで認めているという事業所が9%、認めていないという事業所が59%となり、だいぶん 大部分が夫婦での同居を認めていないことがわかりました。

つぎ 次の質問では、じょうけん 条件付きで認めている先ほどの9%の事業所は24事業所あるのですが、そのじょうけん 条件についてお聞きしました。主に、おほ ほか りようしゃ かた ふく 共同生活の中で、ルールやマナーをまも 守るといことをじょうけん 条件としているところがだいぶん 大部分でした。

また、そのつぎ 次の質問では、同一の住居に入居することを認めていない事業所にその理由を聞いたところ、だんじよべつわね 男女別棟になっているなどせつびじょう もんだい 等設備上の問題や、他の利用者への配慮となっており、こうした事業所に結婚したいなどの相談があった場合、どのようたいおう に対応しているか聞いたところ、主にそうだんしえん 相談支援事業所などとれんけい 連携をしながら、ふうふ 夫婦で暮らせる住居を探すことをしえん 支援したり、若しくはつぎ 次のページになりますが、きぞん 既存の設備の範囲内で男性棟と女性棟に別れて入居してもらおう等のかいとう 回答がありました。

つづ 続きまして、ふうふ 夫婦などがりよう 利用する場合にルール等をどう もう 設けているかどうか聞いたところ、ルールをどう もう 設けている事業所が14%、そのルールとしては、きょうどうせいかつ 共同生活におけるマナーに関するものがちゅうしん 中心となっていました。

その2つ下、した グラフのところで、こうさい けっこん しゅっさん いくじ きぼう 交際や結婚、出産、育児の希望について、そうだん もう で う 相談や申し出を受けたことがあるかどうか聞いたところ、う 受けたことがある事業所は25%にとどまっております。いちばんした 一番下のそうだん もう で ないよう 相談や申し出の内容と、それたい たい たいおう に対する対応についてじゆうきざい 自由記載でお聞きしたところ、たとえ こうさい けっこん そうだん たんどう こんご む じよげん しえん か ちゅうしん ば交際や結婚の相談であれば、グループホーム単独での今後に向けた助言や支援課が中心になっておりますし、しゅっさん いくじ そうだん そうだんしえん じぎょうしよ かんけいきかん れんけい 出産や育児についての相談であれば、相談支援事業所や関係機関との連携によるしえん 支援が多くなっているところです。

51 ページですが、にゆうきよしやどうし 入居者同士のこうさい けっこん しゅっさん いくじ きぼう かくにん 交際や結婚、出産や育児について希望を確認しているかどうかお聞きしたところ、き 確認している事業所が11%、確認していない事業所は、ほぼ9割でした。

きぼう かくにん とき たいおう たいおう じゆうきざい 自由記載でお聞きしたところ、おほ 主に本人のきぼう 希望の実現に向けたせつめい 説明や助言をしたりがちゅうしん 中心になっていますが、なか 中には結婚することによって利用できないとせつめい 説明もあります。

つづ 続きまして、さいご 最後に、52 ページになります。にゆうきよしやどうし 入居者同士のこうさい けっこん りゆう 交際や結婚を理由としたたいきよしや 退去者がいるかどうかをお聞きしたところ、たいきよしや 退去者がいると答えたのは5%でありました。

たいきよ 退去にあたって行ったおこな 支援について、じゆうきざい 自由記載で聞いたところ、けっこん 結婚に向けたしえん 支援や、あら 新たなじゆうきよ 住居の確保のしえん 支援、かんけいきかん 関係機関とのじょうほう 情報共有などの支援をおこな 行っていることがわかりました。

実態調査の概要については、以上となります。一番最後に意思決定支援について、1枚ものの概要をつけております。障害福祉サービスとの提供に係る意思決定支援ガイドラインの概要でございます。先ほど亀川委員からもご発言いただきましたが、意思決定支援ガイドラインを道としても普及していかなければいけないと思っております。

先ほどの実態調査の結果を踏まえましても、やはりご本人の希望であるとか、意思をしっかりと汲み取った上で、支援できているかが一つの課題だと思いますので、それを踏まえて、今回、国が定めているガイドラインをしっかりと、事業所や施設に普及した上で、障がいのある方が結婚や、同居、出産等を希望する場合、重要な意思決定の場面でもありますので、その際にはしっかりと意思決定を支援できるように、道としても考えていきたいと思っております。

次回以降審議会の中で、現在の制度のどのようなところが課題であって、どのような対応をしていくべきか等について、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。調査結果と意思決定支援ガイドラインについても説明をいただきました。それでは、次第のその他について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

次回の審議会の開催は10月下旬頃に予定しております。今年度は計画の策定年となりますので、10月に第3回、来年の1月に第4回を開催する予定でありますことを改めてご連絡いたします。開催日程につきましては、後日、日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【橋本会長代行】

ありがとうございます。本日本日予定しておりました全ての議事は終了いたしました。本日は会長代行として進行させていただきましたが、委員の皆様方から多くの御意見をいただき、感謝申し上げます。誠にありがとうございました。それでは、事務局へ進行をお返しいたします。

【事務局】

橋本会長代行、本日はありがとうございました。また、委員の皆様方からいただいた貴重な御意見につきまして、検討させていただくとともに、これから開催いたしますタウンミーティングを踏まえまして、計画素案の作成を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは以上で令和5年度第2回北海道障がい者施策推進審議会を終了いたします。委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。